

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 29 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成 29 年 4 月 1 日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 29 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市 6.1%（平成 21 年度から）

(注) 4 平成 29 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.7%（平成 24 年度から） 田尻町 5.4%（平成 29 年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 29 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市 4,400 円（平成 21 年度から）

(注) 3 平成 29 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 3,300 円（平成 24 年度から） 田尻町 3,200 円（平成 29 年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	92	3	8	4	237	252	150	494	
人口 5 万未満の市	75	5	5	3	165	178	17	270	
町 村	550	7	12	16	314	349	28	927	
合 計	719	15	25	23	721	784	215	1,718	
構 成 比	41.9%	0.9%	1.5%	1.3%	42.0%	45.6%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	372	—	1	—	120	121	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,340	1	2	—	373	376	1	1,718
構 成 比	0.1%	78.0%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.1%	100.0%

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	2	—	126	128	1	494	
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270	
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927	
合 計	1	1,333	1	3	—	379	383	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	364	—	1	—	128	129	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	364	—	1	—	128	129	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	362	—	1	—	130	131	1	494	
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270	
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	19	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	362	—	1	—	130	131	1	494
人口 5 万未満の市	—	193	—	—	—	77	77	—	270
町 村	—	755	—	1	—	171	172	—	927
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	15
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	459	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	6.9	494	100.0	215
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	35	7.1			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	219	81.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.8	270	100.0	188
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	51	18.9			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	927	100.0	296
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	67	7.2			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	134	7.8	1,719	100.0	714
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	153	8.9			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。